



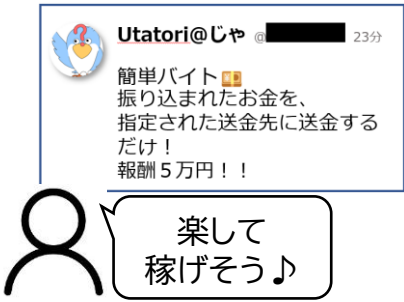
# ダメ!!! 「送金犯罪」

※罰則が  
創設されます

**2年以下の拘禁刑**  
若しくは  
**300万円以下の罰金**  
又はその併科  
※反復継続して（業として）  
行った場合には加重処罰

## 「送金犯罪」の特徴

### ① SNS等での募集



### ② 口座番号の提供

### ③ 送金と報酬受領



「送金犯罪」での送金の実行だけでなく、依頼や募集も犯罪！



ポイント！

暗号資産等による送金も対象！

通常の商取引又は金融取引として行う場合など、  
「正当な理由」がある送金は対象外！

## 「正当な理由」に該当する場合の例



食事の会費を  
代表者が決済アプリ  
や口座振込で集金  
→店舗に一括で  
送金する場合



自身の消費に関する支  
払いに必要な送金を家  
族に任せる場合

たかが送金  
されど送金  
人生を無駄にしないで！

